渋谷区成年後見制度利用促進基本計画(素案)に関するパブリックコメント実施結果

1 実施期間

令和2年10月1日(木)から同月14日(水)まで

2 提出件数

意見総数: 3件

提出方法:電子メール

3 提出された意見及び区の考え方

(1) 制度の理解促進について

意見の内容

「そもそも制度自体が一般人には到底理解不能」 もっと表現、伝わるように、寄り添うべき。 例えば、身近な方にこんな方はいませんかと。 症状、徴候の具体例をたくさん列挙して、そう いえば、うちの父親、とか、気付かせる、そして、 気付いたらどう自治体が支援してくれるか。

区の考え方

令和元年度に実施した区民ニーズ調査の実施により、成年後見制度に対する認知度が十分でないことが分かったことを受け、本計画の期間においては、成年後見制度の周知普及を重点的に取り組む施策に位置付け、成年後見制度に対する不安を解消していくための取組を実施します。

講演会等において実際の制度の利用者・後見人の生の声を聴いて もらう機会を設け、より具体的な情報・身近な情報として区民の皆 様に届ける工夫をしたいと考えています。また、より制度を分かり やすく周知できるようパンフレット・ホームページの見直しを図り ます。

併せて、区民、とりわけ潜在ニーズ層に対する支援体制の周知についても重視し、相談窓口である成年後見支援センターの認知度の向上のため、地域包括支援センター等への専門相談員によるアウトリーチ等により、成年後見制度総合相談事業の推進を図ります。

(2) 早期発見・予防の重視について

意見の内容

「成年後見という、事理弁識能力を欠く常況になってからでは遅すぎる」

専門家の指摘の通り、早期発見、予防を重視した、 補助、保佐の点をもっと拡充すべき。

区の考え方

地域連携ネットワークの構築により、任意後見や保佐・補助類型 といった成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう 体制を整備します。また、早期発見・予防を重視し、成年後見制度 利用の促進及びその前段としての権利擁護支援に取り組んでいきます。

加えて、成年後見制度総合相談事業の推進による地域包括支援センター等へのアウトリーチや、専門家との連携等を推進します。

(3) 自治体間の連携について

意見の内容

「渋谷区だけの課題ではない」

区内で個人の権利義務が完結するとは思えない。 東京都、世田谷区など、隣接市町村と情報共有す べき。

自分の区の知見を他の区と共有し、逆に他の区の 取り組みを参考に取り入れる仕組みを構築すべ

区の考え方

東京都社会福祉協議会が主催する研修への参加、会議における東京都内全域の情報交換等により、支援体制の強化等について積極的に情報共有を図ります。また、家庭裁判所との連携により、個人の権利擁護につながるよう一層の努力を図ります。

加えて、他自治体の制度運用を参考にしながら、より効果的な制度運用の検討を行っていきます。